



平成 30 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 トレンダーズ株式会社

代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 CEO 岡本 伊久男

(コード番号 6069 東証マザーズ)

問 合 せ 先 執行役員 CFO 田中 隼人

T E L 0 3 ( 5 7 7 4 ) 8 8 7 6

### 第三者割当による第7回新株予約権の発行に関するお知らせ (行使価額修正条項付新株予約権(行使指定・停止指定条項付)の発行)

当社は、平成 30 年 9 月 14 日付の取締役会において、第三者割当による第7回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 募集の概要

(1)	割当日	平成 30 年 10 月 1 日
(2)	新株予約権の総数	4,000 個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 2,624,000 円(本新株予約権 1 個当たり金 656 円)
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 400,000 株(新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 2,047 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 400,000 株です。
(5)	資金調達額	1,160,224,000 円(差引手取概算額)(注)
(6)	行使価額及びその修正条件	当初行使価額 2,924 円 行使価額は、平成 30 年 10 月 2 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「東証終値」といいます。)の 92%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法(割当予定先)	みずほ証券株式会社(以下「割当予定先」といいます。)に対する第三者割当方式
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約(以下「本割当契約」とい

ご注意: この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>います。)を締結する予定です。本割当契約において、①当社は、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、②当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、並びに③割当予定先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと等が定められています。</p> <p>本割当契約の詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要」をご参照ください。</p>
--	--	--

- (注) 1 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
- 2 当社は、平成 30 年 8 月 14 日開催の取締役会において、平成 30 年 9 月 30 日を基準日、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式につき、1 株につき 2 株の割合をもって分割することを決議しております(以下「本株式分割」といいます。)。本株式分割に伴い、本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権の発行要項第 8 項に定める交付株式数の調整の規定により、また、当初行使価額及び下限行使価額は、本新株予約権の発行要項第 13 項に定める行使価額の調整の規定により、それぞれ本株式分割の割合に応じ調整されます。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の目的

当社グループは、「マーケティング業界にイノベーションを起こし続ける次世代型マイクロマーケティングカンパニー」として、企業の PR・プロモーションを主にデジタル・SNS 領域で支援する「マーケティング事業」、ギフト EC メディア「Anny magazine」を運営する「ギフト EC 事業」、未上場企業等に投資を行う「インベストメント事業」の 3 つの事業を展開しております。

マーケティング事業については、平成 29 年の日本のインターネット広告市場は前年比 15.2%増の 1 兆 5,094 億円と急速に拡大しております(調査元：株式会社電通「日本の広告費」、平成 30 年 2 月発表)、市場環境の変化は激しく、特に①生活者の価値観が多様化・細分化していること、②「デジタルネイティブ層(注1)」及び「デジタルリテラシー層(注2)」というインターネットを当たり前前に使いこなす世代が、この 10 年で消費のボリュームゾーンになっていくこと、③SNS ユーザーの増加及び SNS の用途の多様化によりその影響力が購買にまで及ぶようになっていくことが挙げられます。そのため、企業のマーケティング施策においても従来のマスマーケティングとは異なる新たな手法が求められております。このような環境下、当社グループの強みである「マイクロマーケティング」のニーズが今後さらに高まっていくと考えております。「マイクロマーケティング」とは、多様化する生活者を趣味嗜好やライフスタイル等あらゆる軸に細分化し、ターゲットごとにメッセージや手法を変えることで特定のターゲットに確実にリーチする新しいマーケティングの形のことで、この「マイクロマーケティング」を、

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当社グループの強みである生活者インサイト・トレンドの分析（注3）に基づくプランニング力に、独自の自社ソリューション・ネットワークを組み合わせることで顧客企業に提供することにより実現し、さらに事業を進展させて参りたいと考えております。

ギフト EC 事業では、子会社である株式会社 BLT（以下「BLT 社」といいます。）において消費者向けのギフト EC サービス「Anny magazine」の提供を行っております。この「Anny magazine」は 120 ブランド・約 1,000 アイテムを取り扱うギフト専門の EC サイト・アプリで、相手の住所が分からなくても、SNS やメールで URL（ギフトレター）を送信してギフトを送ることのできるサービスです。現在、国内におけるギフト市場の市場規模は約 6 兆円（調査元：大日本印刷株式会社「日常生活とギフトに関する調査」、平成 29 年 5 月発表）あり、かつ EC 市場が年々成長を遂げており、平成 29 年には 16.5 兆円規模に達している（調査元：経済産業省「平成 29 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」、平成 30 年 4 月発表）ことを踏まえると、当社グループのギフト EC 事業にとって好ましい市場動向となっております。当社グループは、この成長市場において事業拡大に向けて、UI・UX（注4）の改善やロジスティックスの強化、商品ラインナップの充実化を推進しており、引き続き本サービスの認知率向上等積極的な投資を行う事でシェア拡大を図って参ります。

インベストメント事業は、主に未公開企業等への投資を行っております。直近では、保有していた株式会社 Smarprise の全株式を売却する等一定の成果を出すことができております。

当社は、こうした事業環境の中で競争力をさらに強化していくことを目的とした施策を積極的に推進しております。その施策の一つとして、M&A の推進が挙げられますが、平成 30 年 5 月にはマーケティング事業の領域において美容特化型動画メディア「MimiTV」を運営する株式会社 MimiTV（以下「MimiTV 社」といいます。）を子会社化し、事業の成長及び事業規模拡大を図っております。当社は、今後も積極的な M&A や資本業務提携を行っていくと同時に、買収した MimiTV 社においては企画型動画の増加によるコンテンツ配信強化・各 SNS プラットフォーム上での広告出稿等を実施することにより SNS フォロワーの増加を図って参ります。また、ギフト EC 事業においては「Anny magazine」の認知率向上及び新規ユーザー獲得を目的とした広告宣伝等のプロモーション展開を行って参ります。

上記各施策を積極的に推進していくにあたり、機動的な手元資金の確保を目的として、当社はこの度、本新株予約権による資金調達を行うことといたしました。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2） 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

- (注) 1 デジタルネイティブ層とは、1980 年以降に生まれた、物心がついた頃からインターネットが身近にある世代を指します。
- 2 デジタルリテラシー層とは、1965 年から 1979 年の間に生まれた、成人後にインターネットが普及し、現在は日常的に利用している世代を指します。
- 3 生活者インサイト・トレンド分析とは、世の中で今何が流行しているか、それは何故流行しているか、今後どのようなものが流行していくと考えられるかについて、ライフスタイル、嗜好、属性等を元にした消費者の行動動機を踏まえて分析することを指します。
- 4 UI（ユーザーインターフェース）とは、ユーザーが PC やスマートフォンを利用して情報をやり取りする際に接する、PC やスマートフォンの操作画面及び操作方法のことを指します。UX（ユーザーエクス

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ペリエンス)とは、ユーザーが製品やシステム及びサービス等を通して得られる体験のことを指します。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、行使期間を約2年間とする本新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当予定先に対して割当て、割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。また、本新株予約権には、当社の判断により、割当予定先に対して一定期間中に一定数量の範囲内で本新株予約権の行使を義務付けることが可能な行使指定条項(下記<行使指定条項>をご参照ください。)及び割当予定先に対して一定期間中の本新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項(下記<停止指定条項>をご参照ください。)が付与されております。

なお、当社が割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結する本割当契約には、下記の内容が含まれます。

### <行使指定条項>

- 1) 当社は、割当予定先に対して、平成30年10月2日から平成32年7月3日までの期間において、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、本新株予約権を行使すべき旨を指定(以下「行使指定」といいます。)することができます。
- 2) 一度に行使指定可能な本新株予約権の数は、行使指定の対象となる本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、当社が行使指定を発した日(以下「行使指定日」といいます。)の前日まで(当日を含みます。)の20取引日又は60取引日における、東証が発表する当社普通株式の各取引日の売買高の中央値のいずれか少ない方に2を乗じた数を超えない範囲とします。
- 3) 割当予定先は行使指定を受領した場合、行使指定日の翌営業日の営業時間終了時(以下「行使指定受付期限」といいます。)までに、当社に対して行使指定の受付可否を通知します。
- 4) 割当予定先は、受付通知(行使指定を受け付けた旨の通知をいいます。)を行った場合、又は行使指定受付期限までに下記5)に従い行使指定を受け付けない旨の通知を行わなかった場合、行使指定日から(当日を除きます。)30取引日を経過する日(当該30取引日を経過する日が本新株予約権の行使期間の末日よりも後の日となる場合には、当該行使期間の末日とし、以下「行使期日」といいます。)まで(当日を含みます。)に、指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。但し、割当予定先が行使指定に従って本新株予約権を行使する義務を負った後に、当社普通株式の東証終値が下限行使価額を下回った場合には、当該行使指定に係る行使義務は消滅します。
- 5) 割当予定先は、(イ)政府、所轄官庁、規制当局、裁判所若しくは金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、(ロ)割当予定先及び割当予定先の関係会社が法令及び諸規則(以下「法令等」といいます。)若しくは法令等を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、(ハ)東証における当社普通株式の取引が不能となっている場合、若しくは東証における売買立会終了時において、当社普通株式が制限値幅下限での気配となっている場合、(ニ)行使指定の通知時点において、当社の重要事実の公表から1取引日を経過していな

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

い場合、又は（ホ）行使指定が本割当契約の定め反する場合には、行使指定受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指定を受け付けないことができます。この場合、割当予定先は、当社に対してその理由を通知しなければなりません。

- 6) 当社は、行使指定を行った場合、当該行使指定に関する行使期日、又は、当該行使指定に基づく本新株予約権の全ての行使が完了した日のうちいずれか早い日まで（当日を含みます。）は、次の行使指定を発することができません。
- 7) 当社は、（イ）行使指定日の当社普通株式の東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て）を下回る場合、（ロ）当社が当社若しくはその企業集団に属するいずれかの会社に関する公表されていない重要事実を関知している場合、又は（ハ）当社が停止指定（下記＜停止指定条項＞に定義します。）を行っている場合には、行使指定を発することができません。
- 8) 割当予定先が行使義務を負った後に、上記5）（イ）乃至（ハ）に定める事由が発生した場合、割当予定先は当社に対してその旨を通知することにより、全ての事由が解消される日まで、その取引日数だけ行使期日を延期することができます。但し、延期後の行使期日は本新株予約権の行使期間の末日を超えないものとします。
- 9) 当社は、割当予定先が行使指定により本新株予約権を行使する義務を負った場合、又は行使指定に基づく割当予定先の行使義務が消滅した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### ＜停止指定条項＞

- 1) 当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、平成30年10月3日から平成32年8月19日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。但し、当社は、割当予定先が行使指定に基づく行使義務を負っている場合には、停止指定を発することができません。
- 2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- 3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### ＜譲渡制限条項＞

割当予定先は、本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

#### ＜本新株予約権の取得請求条項＞

割当予定先は、本新株予約権発行後、平成32年8月18日までのいずれかの5連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが本新株予約権の下限行使価額を下回った場合、又は平成32年8月19日以降はいつでも、

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当社に対して通知することにより本新株予約権を取得することを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権1個につきその払込金額と同額を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権には、上記<本新株予約権の取得請求条項>とは別に、当社の選択によりいつでも、残存する本新株予約権の全部を取得することができる旨の取得条項が付されております。当該取得条項については、本プレスリリース添付の本新株予約権の発行要項第16項第(1)号をご参照ください。

### (3) 資金調達方法の選択理由

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかも重視いたしました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法の特徴>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

#### <本資金調達方法の特徴>

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっております。
  - ・割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や株価の状況に応じて当社が行使指定及び停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を図ることが可能な設計となっております。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされております。
  - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債（一般的なMSCB）とは異なり、株式価値の希薄化が限定されております。
- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
  - ・本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
  - ・本新株予約権には行使指定条項が付与されておりますが、割当予定先との本割当契約において、一度に行使指定可能な本新株予約権の数が、行使指定直前の一定期間の売買高を基本として定められていることから、過度な需給悪化懸念に配慮した設計となっております。
  - ・本新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することができます。

- 4) 資本政策の柔軟性が確保されております。
  - ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により発行期間中を通じて、残存する本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記の特徴は、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

#### <本資金調達方法のデメリット>

- 1) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 2) 株価の下落局面においては、本新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。また、株価水準によっては行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。
- 3) 本新株予約権の発行後に、当社普通株式の東証終値が一定期間下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討もを行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

#### <他の資金調達方法との比較>

- 1) 公募増資等により一度に全株を発行する場合には、一時に資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化も同時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 3) 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時に行使価額が上方修正されないため調達額の増加メリットを当社が享受できず、一方で行使価額の下方修正がなされないことから株価下落時における行使の柔軟性に欠け資金調達が困難となりやすいデメリットを持ちますので、当社のニーズに適した資金調達方法ではないものと考えております。
- 4) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 5) 銀行借入による資金調達は、調達金額が負債となるため財務健全性の低下につながるものと考えております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,172,224,000	12,000,000	1,160,224,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (2,624,000 円) に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 (1,169,600,000 円) を合算した金額であります。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用 (有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等) の合計額であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 子会社への投融資 (ギフト EC 事業における「Anny magazine」の規模拡大に資する広告宣伝費)	400	平成 30 年 10 月～平成 32 年 9 月
② 美容特化型動画メディア「MimiTV」の広告宣伝費	100	平成 30 年 10 月～平成 32 年 9 月
③ 将来の M&A・資本業務提携等の戦略的投資に係る資金	660	平成 30 年 10 月～平成 32 年 9 月
合計	1,160	—

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金又は当該時点の状況に鑑み別途必要な資金を調達することにより充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、運転資金等に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 子会社への投融資（ギフト EC 事業における「Anny magazine」の規模拡大に資する広告宣伝費）

当社の子会社である BLT 社では現在ギフト EC 事業として「Anny magazine」を中心としたメディアを展開しております。この「Anny magazine」は、120 ブランド・約 1,000 アイテムを取り扱うギフト専門の EC サイト・アプリで、相手の住所が分からなくても、SNS やメールで URL（ギフトレター）を送信してギフトを送ることができるサービスです。

現在、国内におけるギフト市場の市場規模は約 6 兆円あり、その中におけるギフト EC 市場については年々規模が拡大傾向にあります。この成長市場において、BLT 社は自社物流の導入や UI・UX の改善を行い、積極的な投資を行っており、購入率及びリピート率向上を図っております。

今後、この「Anny magazine」の認知率向上及び新規ユーザーの獲得をより一層加速するために、デジタル領域での広告出稿等を始めとした PR 活動やマーケティング施策を本格化させる予定であり、その広告宣伝費として今回調達する資金のうち 400 百万円を充当する予定です。

② 美容特化型動画メディア「MimiTV」の広告宣伝費

当社は平成 30 年 5 月に MimiTV 社を買収しました。MimiTV 社は YouTube、Instagram、Facebook、Twitter 等の SNS において、メイクやコスメの情報を 10 代から 20 代の女性に向けて発信する美容特化型動画メディア「MimiTV」を運営しています。「MimiTV」は延べ 70 万人を超える SNS フォロワー（注）を有しており、特に美容に関心の強い女性の視聴者が多いことが特徴です。そのため、美容関連の広告主からのタイアップ動画の企画、作成及び掲載ニーズが強く、既に 100 を超えるタイアップコンテンツを掲載しております。

今後、美容特化型動画メディアとしての価値をさらに向上させるために、タイアップ動画ではない自社企画の動画を増やすことによるコンテンツの強化及び各 SNS プラットフォーム上での広告出稿等の実施による SNS フォロワー数の大幅な増加のための広告宣伝費として、今回調達する資金のうち 100 百万円を充当する予定です。

（注）「MimiTV」は、YouTube アカウントで約 27 万人、Instagram アカウントで約 18 万人（@mimitv\_official、@mimitv\_hairarrange、@mimitv\_cosme 及び@mimitv\_nail の 4 アカウントの合計）、Facebook アカウントで約 22 万人（@mimitv.official 及び@mimitv.jp の 2 アカウントの合計）並びに Twitter アカウントで約 5 万人のフォロワーを有しています（平成 30 年 9 月 3 日時点）。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

### ③ 将来のM&A・資本業務提携等の戦略投資に係る資金

当社は、既存事業の規模の急速な拡大や新規事業領域への展開を実現するために、M&Aは経営上の重要な戦略オプションであると考えており、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

直近の事例としては、平成30年5月に美容動画メディア事業を展開するMimiTV社をM&Aにより子会社化いたしました。「MimiTV」は②にてご説明のとおり美容特化型動画メディアであり、当社グループは多様化・細分化した生活者インサイトに対応した次世代型の「マイクロマーケティング」を展開していることから、上記のM&Aによりマーケティング事業のさらなる成長及び事業の拡大を図っております。

今後さらに多様化すると推測されるマーケティングニーズに対して、当社は独自性の高いサービスを提供し続けるために、既存事業とのシナジーを重視し、事業拡大につながるようなテクノロジー・ノウハウ・顧客リソース等を保有する企業・事業のM&Aや資本業務提携を行って参ります。現時点において具体的に計画されているM&Aや資本業務提携はございませんが、手元資金の多寡は案件発生時における落札可能性及び条件交渉等に影響を与えると考えており、今後のM&A及び資本業務提携の機会を逸しないためにも、今回調達する資金のうち660百万円をM&A、資本業務提携に充当する資金として確保する予定です。今後案件が具体的に決定された場合には、適時にその旨開示いたします。

なお、M&A・資本業務提携投資の成立には不確実性が伴うため、上記判断基準に該当する有効な投資先が存在しない可能性があります。そのような場合、平成32年10月以降においてもM&A・資本業務提携投資に充当するか、既存事業、新規事業への展開に伴う人材獲得費用、新サービスの開発資金に充当するかについては、その時点での事業環境や中長期の事業戦略を踏まえて総合的に判断の上決定し、適時にその旨開示いたします。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大及び収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の新株予約権要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の新株予約権要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定が無い場合には当社の行使指定の有無にかかわらず任意に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社が

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

らの通知による取得が実施されないこと等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(モンテカルロ・シミュレーションの計算結果から統計上想定される評価額レンジである、本新株予約権1個につき646円から656円)を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を656円としています。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定されている本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、当社監査役全員も、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の評価額レンジの範囲内で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しており、また、上記のような取締役会の判断過程についても特に不合理な点は認められないことも勘案して、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を述べております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大400,000株(議決権4,000個相当)であり、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数3,721,800株(総議決権数36,456個)に対して最大10.75%(当社議決権総数に対し最大10.97%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達により、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大及び収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、1) 本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大400,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は138,707株であり、一定の流動性を有していること、かつ2) 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	みずほ証券株式会社		
(2)	所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長 飯田 浩一		
(4)	事業内容	金融商品取引業		
(5)	資本金	125,167百万円		
(6)	設立年月日	大正6年7月16日		
(7)	発行済株式数	2,015,102,652株		
(8)	決算期	3月31日		
(9)	従業員数	8,588名(平成30年3月31日現在)		
(10)	主要取引先	投資家及び発行体		
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.80% 農林中央金庫 4.20%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：100株 (平成30年3月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期		平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結純資産		739,645百万円	898,611百万円	910,839百万円
連結総資産		20,659,503百万円	13,403,230百万円	15,158,567百万円
1株当たり連結純資産		354.51円	441.08円	448.52円
連結営業収益		471,949百万円	425,710百万円	381,474百万円
連結営業利益又は営業損失(△)		85,612百万円	74,991百万円	42,620百万円
連結経常利益又は経常損失(△)		85,429百万円	75,803百万円	43,260百万円
親会社株主に帰属する連結当期純利益又は当期純損失(△)		61,168百万円	188,597百万円	35,751百万円
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)		30.36円	93.59円	17.74円

(注)割当予定先であるみずほ証券株式会社は東京証券取引所の取引参加者であることから、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1) 上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、同社が①従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本割当契約上、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による承諾を得る必要があります。

なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるみずほ証券株式会社からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの平成31年3月期第1四半期報告書（平成30年8月14日提出）及び割当予定先の平成30年3月期の「業務及び財産の状況に関する説明書」（金融商品取引法第46条の4及び第57条の4に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表並びに割当予定先のホームページに掲載されている割当予定先の平成31年3月期第1四半期決算短信（平成30年7月31日発表）に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその親会社における十分な現金・預金（みずほ証券株式会社：451,751百万円、株式会社みずほフィナンシャルグループ：46,205,276百万円）の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

## (5) 株券貸借に関する契約

当社役員、当社役員関係者及び当社大株主は、本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社との間において、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- 1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込時点における上場株式数の 10%を超える場合（以下「制限超過行使」といいます。）には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する（割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む。）。
- 2) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 30 年 3 月 31 日現在）	
岡本 伊久男	22.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12.34%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	4.58%
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	3.64%
株式会社 SBI 証券	3.53%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2.72%
五味 大輔	2.69%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	2.33%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2.29%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1.98%

(注) 1 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」は記載しておりません。

- 2 平成 30 年 3 月 23 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、大和証券投資信託委託株式会社が、平成 30 年 3 月 16 日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成 30 年 3 月 31 日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	大和証券投資信託委託株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
保有株権等の数	417,400 株
株券等保有割合	11.22%

- 3 当社は、自己株式 75,000 株（平成 30 年 3 月 31 日現在）を保有していますが、上記大株主から除外しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大及び収益の向上につながるものと考えております。また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、1) 希薄化率が 25%未満であること、2) 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単体）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	1,494,931千円	1,860,373千円	2,165,784千円
営業利益又は営業損失（△）	28,286千円	198,845千円	346,552千円
経常利益又は経常損失（△）	18,541千円	199,045千円	370,341千円
当期純利益又は当期純損失（△）	48,654千円	141,446千円	281,867千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	13.33円	38.63円	76.55円
1株当たり配当金	7.00円	14.00円	24.00円
1株当たり純資産	474.77円	504.34円	542.95円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年3月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,721,800株	100.00%
現時点の行使価額に おける潜在株式数	563,900株	15.15%
下限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—
上限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始値	671円	468円	831円
高値	899円	911円	2,920円
安値	378円	432円	800円
終値	475円	826円	2,920円

② 最近6か月間の状況

	平成30年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	2,936円	2,646円	3,630円	3,540円	3,620円	2,669円
高値	3,185円	3,695円	4,010円	4,275円	3,800円	2,949円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

安値	2,384 円	2,511 円	3,305 円	3,160 円	2,377 円	2,603 円
終値	2,645 円	3,605 円	3,500 円	3,650 円	2,625 円	2,924 円

(注) 平成 30 年 9 月の株価については、平成 30 年 9 月 13 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 9 月 13 日現在
始値	2,880 円
高値	2,949 円
安値	2,861 円
終値	2,924 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

## トレンダーズ株式会社 第7回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称  
トレンダーズ株式会社第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数  
4,000 個
3. 本新株予約権の払込金額の総額  
金 2,624,000 円
4. 本新株予約権の申込期日  
平成 30 年 10 月 1 日
5. 本新株予約権の割当日及び払込期日  
平成 30 年 10 月 1 日
6. 募集の方法及び割当先  
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をみずほ証券株式会社に割り当てる。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 400,000 株とする（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）。  
但し、第 8 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
8. 本新株予約権の目的である株式の数の調整  
(1) 当社が第 13 項の規定に従って行使価額（第 11 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 13 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 13 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第 13 項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。
9. 各本新株予約権の払込金額  
金 656 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 6.56 円）

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

11. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（但し、第 12 項又は第 13 項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,924 円とする。

12. 行使価額の修正

平成 30 年 10 月 2 日以降、行使価額は、第 18 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切捨て）に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が 2,047 円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。但し、下限行使価額は、第 13 項の規定を準用して調整される。

各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を修正日に通知する。

13. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の分割（本項第(1)号にかかわらず、平成 30 年 8 月 14 日開催の当社取締役会決議に基づく株式分割を含む。）又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日（但し、平成 30 年 8 月 14 日開催の当社取締役会決議に基づく株式分割の場合は割当日）以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑤の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。

③その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

14. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月2日から平成32年10月2日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、本新株予約権を行使することができない。

15. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）が当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止になった場合は、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第14項に定める行使期間中に第21項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第 21 項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 656 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 11 項記載のとおりとし、行使価額は当初 2,924 円とした。
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 行使請求受付場所  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
22. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 渋谷支店
23. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
24. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い  
本新株予約権の割当日後、会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
25. その他  
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。